

「最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付」及び「令和8年度生活扶助基準の見直し」に係る補正について

【最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付】

1 概要

平成25年から国が行った生活扶助基準の引き下げについて、令和7年6月27日の最高裁判決では、「デフレ調整に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があった」と指摘し、違法と判断されました。この判決を踏まえ、国は違法とされた生活扶助基準について新たな水準を設定し、その差額分を当時の生活保護受給者に対し追加給付する方針を決定しました。本市においても国が示す基準に基づき、該当する受給者に追加給付を行うための扶助費と当該扶助費の算出に係るシステム修正委託料(事務費)を計上するものです。

2 対象

- ・平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある世帯
- ・上記のほか、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯等
- ・現在、保護を受給していない世帯も上記の条件に該当する場合は対象

3 給付金額

平成25年当時の生活扶助基準改定のうち、デフレ調整の改定率(▲4.78%)を、専門委員会の議論を踏まえた消費実態に基づく高さ(水準)調整の改定率(▲2.49%)に代えることで生じる差額に相当する額を給付します。

(国が示す追加給付額の例：地方部の場合)

	H25.8-H26.3 (8か月)	H26.4-H27.3 (12か月)	H27.4-H30.9 (42か月)	H30.10-R8.3 (90か月)	合計
60歳代単身	約4,000円	約12,000円	約65,000円	約2,000円	約85,000円
30歳代夫婦、4歳の子ども1人	約8,000円	約24,000円	約125,000円	約3,000円	約161,000円

※追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、地域、保護受給期間、加算の有無などによって異なります。

※各期間ごとの数値は端数処理しているため、合計と一致しません。

※受給期間が一部期間の場合は当該月数分のみ支給

4 支給方法

- ・保護受給中世帯：職権により支給
- ・保護廃止世帯：世帯主から追加給付に関する申出により支給

5 補正予算額

歳入 第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金
第3節 生活保護費負担金 7,500千円(国3/4)

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金
第1節 社会福祉費補助金 11,000千円(国10/10)

歳出 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第2目 扶助費
第19節 扶助費 10,000千円

(R8.3.31時点の保護世帯191世帯、保護廃止世帯約200世帯)

第3款 民生費、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費
第12節 委託料 11,000千円(生活保護システム修正委託料)

【令和8年度生活扶助基準の見直し】

1 概要

国が実施している生活扶助基準の特例加算（一人当たり月額1,500円）について、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、更に1,000円を引き上げ、一人当たり月額2,500円に決定したことに伴い、本市においても国が示す基準に基づき、基準の見直しに係るシステム修正委託料（事務費）を計上するものです。

2 対象

保護受給中世帯

※入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持

3 支給方法

令和8年10月からの生活保護費に加算し、支給

4 補正予算額

歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金
第1節 社会福祉費補助金 2,915千円(国1/2)

歳出 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費
第12節 委託料 5,830千円(生活保護システム修正委託料)